

4月1日から下水道使用料を改定します

■ 使用料体系の改定内容

4月1日(火)から下水道使用料を改定します。1カ月分の使用料体系は下表となります。
請求は従来どおり(2カ月分を税込み)変更ありません。

下水道使用料体系比較表(税抜き、1カ月)

区分	排出量	使用料		
		改定前	改定後	差
基本使用料	—	800円	900円	100円
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ まで	0円	10円	10円
	11~20m ³	90円	120円	30円
	21~40m ³	105円	130円	25円
	41~100m ³	130円	140円	10円
	101~500m ³	165円	170円	5円
	501m ³ 以上	210円	215円	5円

▼下水道使用料計算例

→2カ月で41立方メートル使用した場合、使用量を1カ月目21立方メートルと2カ月目20立方メートルに分けて計算します。

1カ月目

$(900円 + 10円/立方メートル \times 10立方メートル + 120円/立方メートル \times 10立方メートル + 130円/立方メートル \times 1立方メートル) \times 1.10$ (税率)
=2,563円

2カ月目

$(900円 + 10円/立方メートル \times 10立方メートル + 120円/立方メートル \times 10立方メートル) \times 1.10$ (税率) =2,420円

下水道使用料 2,563円 + 2,420円 = 4,983円(税込み2カ月分)

■ 新しい使用料体系の適用時期

5月検針分または7月検針分から、新体系で請求します。

改定



■ 今後の予定

今回の改定に続き、令和9年4月1日にも2段階目の改定を予定しています。また、今後も必要に応じて、使用料改定の検討をしていきます。

ご理解と
ご協力
をお願いします。



■ 問い合わせ先 上下水道課下水道係 ☎(48)1111(内1217・1218)

